

# 広島県食品自主衛生管理認証制度

## I 審査手数料 一覧表

		1 業種のみ	複数業種を同時 申請した場合 (2 業種以降の 1 業種あたりの 追加手数料)
項 目		手数料 (税込:円)	手数料 (税込:円)
I-1 大規模	(1) 大規模製造業の新規申請	71,400	27,300
	(2) 大規模製造業の更新申請	54,600	21,000
	(3) 大規模製造業の変更承認申請	25,200	10,500
	(4) 大規模製造業の再審査申請	31,500	13,650
	(5) 大規模製造業の認証書の再交付申請	3,150	—
	(6) 大規模製造業の当初書類審査における再調査申請	16,800	8,400
	(7) 大規模製造業の当初実地審査時における再調査申請	21,000	8,400
	(8) 大規模製造業の履行状況時実地指導申請	21,000	8,400
	(9) 大規模製造業の事前調査申請	35,700	14,700
I-2 中小 規模	(1) 中小規模製造業の新規申請	47,250	17,850
	(2) 中小規模製造業の更新申請	37,800	13,650
	(3) 中小規模製造業の変更承認申請	21,000	8,400
	(4) 中小規模製造業の再審査申請	27,300	11,550
	(5) 中小規模製造業の認証書の再交付申請	3,150	—
	(6) 中小規模製造業の当初書類審査における再調査申請	13,650	6,300
	(7) 中小規模製造業の当初実地審査時における再調査申請	16,800	6,300
	(8) 中小規模製造業の履行状況時実地指導申請	16,800	6,300
	(9) 中小規模製造業の事前調査申請	31,500	11,550

大規模：従業員 50 人以上      中小規模：従業員 50 人未満

備考1) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）のいずれかの認証を新たに申請する業者が、別の菓子製造業の認証も同時に申請する場合、2 業種目以降の 1 業種あたりの追加手数料は、新規区分ではなく変更区分の手数を適用する。

備考2) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）のいずれかの認証を取得している業者が、別の菓子製造業の認証を取得する場合、新規区分ではなく変更区分の手数を適用する。

備考3) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）の複数の認証を取得している業者が、同時に更新申請する場合、2 業種目以降の 1 業種あたりの追加手数料は、更新区分ではなく変更区分の手数を適用する。